総長選考の開始の公示にあたって(談話)

本日、東京大学は、現濱田純一総長が平成27年3月31日付けで任期満了 となることに伴い、東京大学総長選考会議内規第5条の規定に基づき、総長選 考の開始を公示しました。

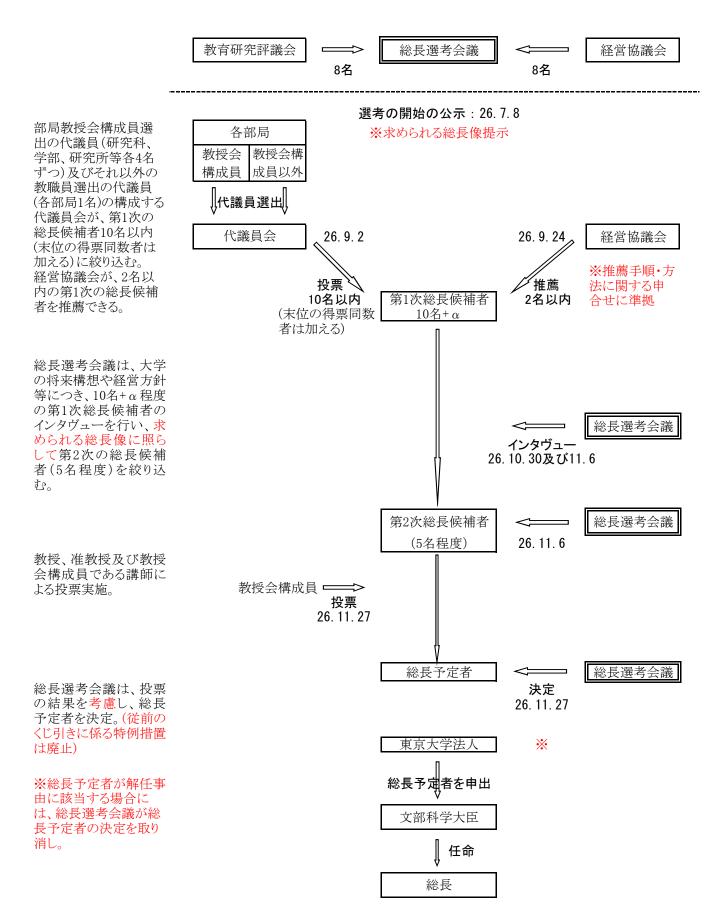
今回の総長選考については、総長選考会議において学外委員の意見を徴する他、学内委員からなるワーキンググループを設置し、学内の意向を聴取しながら、その実施に当たっての課題や改善方策に関して審議を重ねてきたところです。また、その過程においては、中央教育審議会提言「大学のガバナンス改革の推進について」、さらに、それを踏まえた学校教育法及び国立大学法人法の改正などに示された大学への社会的要請に留意しつつ、慎重な検討を行ったところであります。

こうした審議の結果、総長選考会議の主体性の強化並びに選考基準の明確化の観点から、本年度の総長選考にあたって、次の事項を行うこととし、所要の規則整備をいたしました。また、公示に伴い、本学の総長選考に対する幅広いご理解・ご協力をいただけるよう、関係規則等を併せて公表しましたことを申し添えます。

- 1. 選考の開始の公示にあたり、求められる総長像を策定し、それに基づいた 選考を実施すること。
- 2. 意向投票の取扱いを見直し、総長選考会議が総長予定者を決定する制度の本旨を明確にすること。
- 3. 本年度総長選考により選出される総長から、その6年の任期の中間において中間評価を行うこと。

今日、国立大学法人化から10年を経過し、平成28年度を始期とする第3期中期目標・計画の検討に着手する節目を迎え、本学は、学内外の諸課題に対して適切な対応が求められております。そのような中、本学の運営を総理する総長に対しては、学内のみならず、日本、世界から大きな期待が寄せられているものと認識しております。総長選考会議としては、こうした期待に応え得るよう、慎重かつ十分な審議を行い、本年11月までにしかるべき次期総長予定者を決定するよう、最大限尽力していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

平成26年7月8日 東京大学総長選考会議議長 佐々木 毅



平成26年7月8日総長選考会議

求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する強い意志を有するとともに、次のような資質・能力に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

- 1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と優れた学識
- 2 開学以来の伝統を活かしながらも、現代社会の要請に応え、「世界の東京 大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く 国際的な視野と発信力
- 3 構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、効果 的で機動的な組織運営を行う能力
- 4 大学の存立基盤を強化し、世界最高水準の学術研究・人材育成を推進する ために、社会の各界から幅広い理解・協力を得ていく調整力と実行力
- 5 自由と自律の精神に基づき、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感

(参考) 東京大学憲章

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html

平成26年3月13日 総長選考会議

総長の中間評価の実施について

総長の任期については、法人化に際し、総長の強いリーダーシップの発揮や中期目標・中期計画期間を見通し、当該期間に対応した法人運営を行う観点から、「総長の任期に関する規則」に6年の任期とすることが規定され、中期目標・中期計画期間の開始1年前から総長の任期が開始されるよう経過措置を設け、現総長から6年の任期として運用されている。

今回、東京大学としては、法人化後初めて6年という総長の任期の下、その運営がなされているが、総長選考会議としては、6年の任期については法人化の際の制度設計の理念を尊重し、当面、見直す必要はないと判断したところである。しかし、法人化前に4年であった任期を6年としたことにより総長のリーダーシップは強化され、その強化された権限が法人運営の中で適切に発揮されていくためにも、業務執行に対する評価や監査の機能は当然に担保されるべきである。例えば、株式会社など民間企業においては、ステークホルダーである株主等の権利を守るべく、株主総会、取締役会、会計監査人など会社機構の仕組みが定められ、その経営は常に評価・監査の対象に置かれている。

その視点を本学の運営にあてはめた場合、教育研究の実施という大学の本分から見ても、適切かつ効果的な法人運営が実施されることは、公共的な機関として教育研究の成果を様々な形で社会に対して還元していくという法人の使命から言うを俟たない。また、社会からの東京大学を含めた大学への期待は大きく、中央教育審議会大学分科会からは、「大学のガバナンス改革の推進について」として、成果の社会への更なる還元に向けて、体制の強化が提言されている。

総長選考会議は、「総長選考会議規則」に基づき総長の選考及び解任の申出の権限を有しているが、法人化以降、主として総長の選考に関しての活動を行ってきたところである。しかし、社会からの要請への対応など本学の置かれた現状を考えた場合、総長選考会議は、与えられた権限を適切に実施するため、総長の大学運営の動向を確認し、継続的に評価する主体として機能すべきである。例えば、総長任期の3年目が終了した時点などしかるべき時期に総長の業績評価を行うことや、法人の業務執行を監査する立場にある監事との意見交換の実施など、総長選考会議が主体的に総長の実施する大学運営を評価していく仕組みを構築するべく「総長選考会議規則」の改正を提案したい。

平成26年7月8日総長選考会議

総長の中間評価:大綱的方針と骨子

1 目的

総長選考会議は、「総長選考会議規則」に基づき、総長の選考等に係る権限の一環として、選考時の判断に沿って総長がその任務を適切に遂行していることを確認する責務を担っている。この責務を果たすため、総長選考会議は、総長の任期途中において、総長の任務の遂行状況を評価し、総長選考の適切性の確認を行う。

総長選考会議は、評価結果を公表し、総長が東京大学の全構成員の協力を得て、 就任の際に掲げた目標を達成することに役立てる。

2 実施時期

総長の中間評価は、総長在任3年目の終了時点に行い、その評価結果を4年目前期中に公表する。

3 実施方法

総長は、中間評価に際して、評価時点までの活動状況に関する自己評価書を提出する。

総長選考会議は、中間評価の実施にあたり、経営協議会、教育研究評議会、監事等に対し、総長の活動状況について意見を求める。また、評価において、選考時に考慮した「求められる総長像」「候補者所見」などにも留意する。

総長選考会議は、最終的に評価意見案を取りまとめ、総長や役員会との意見交換などの結果も踏まえた上で、中間評価としての総合的判断を行う。

4 公表の取り扱い

総長選考会議は、中間評価のプロセス及び結果を公表する。

5 留意事項

本骨子を踏まえ、中間評価の具体の実施方法等を総長選考会議内規に規定する。 総長選考会議は、委員の任期が中間評価の対象期間とする3年より短いこと を考慮し、選考時の議論・判断に関する情報が適切に引き継がれ、中間評価の実 施に支障が生じないように留意する。

また、総長選考会議の構成など、総長選考会議規則に変更が生じた場合には、 総長の中間評価の目的とその中立性に照らし、本骨子又はそれに基づいて整備 される内規等の見直しを適宜行うこととする。 改正理由:総長の中間評価の実施に伴い、所要の改正を行うものである。

現 行	改正
(昭)	(略)
(権限)	(権限)
第5条 選考会議の権限は次のとおりである。	第5条 選考会議の権限は次のとおりである。
(1) 総長の選考	(1) 総長の選考
(2) 総長の解任の申出	(2) 総長の解任の申出
2 総長の選考及び解任の申出は、「東京大学総長選考会議内規」の定める	2 総長の選考及び解任の申出は、「東京大学総長選考会議内規 <u>(以下「内規」</u>
ところにより行うものとする。	<u>という。)</u> 」の定めるところにより行うものとする。
	3 選考会議は、内規の定めるところにより、総長の業務の実績について中
	間評価を行うものとする。
()	(略)

附則

この規則は、平成26年6月26日から施行する。

(平成16年4月1日東大規則第2号)

(設置)

第1条 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第12条第2項の規定に基づき、 国立大学法人東京大学(以下「大学法人」という。)に東京大学総長選考会議(以下「選 考会議」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 選考会議は、次の各号に掲げる者各同数の委員総数16人(選出にあたって経営協議会及び教育研究評議会が一致した議決により別段の定めをしたときは、その人数)をもって組織する。
 - (1)経営協議会の構成員(大学法人の役員又は職員である構成員を除く。)の中から経営協議会において選出された者
 - (2) 教育研究評議会の構成員(大学法人の役員を除く。)の中から教育研究評議会において選出された者

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

- 第4条 選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 議長は、選考会議を招集し、会務を統括する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。 (権限)
- 第5条 選考会議の権限は次のとおりである。
 - (1) 総長の選考
 - (2) 総長の解任の申出
- 2 総長の選考及び解任の申出は、「東京大学総長選考会議内規(以下「内規」という。)」 の定めるところにより行うものとする。
- 3 選考会議は、内規の定めるところにより、総長の業務の実績について中間評価を行う ものとする。

(庶務)

第6条 選考会議の庶務は、本部法務課において処理する。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附即

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年6月26日から施行する。

改正理由・現総長の任期満了に伴う総長選者の実施に際して、選者方法の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

_	STATES CONTRACTOR OF THE STATES OF THE STATE	
	現 行	改正
	(略)	(略)
		(av. Li)

(議事)

- 第2条 選考会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決す ることができない。
- 2 選考会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長 │ 2 選考会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長 が決する。ただし、第16条により解任の申出をする場合、及び第19条 によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以 上の多数により決定しなければならない。

(略)

(選考方法)

第4条 選考会議が総長の選考を行うに当たっては、この内規に従って定め られた候補者につき、選挙資格を有する者に選挙を行わせ、その結果に基 づいて総長予定者を決定する。

(略)

第7条 (略)

- 2 大学院各研究科、情報学環及び各附置研究所の長、全学センターの長の 代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、 第5条の公示があったときは、前項各号に定める代議員を、代議員会招集 の日の前々日までに、選考会議に報告しなければならない。
- 第8条 選考会議は、期日を定めて代議員会を招集し、第1次候補者を推薦 させる。
- 2 代議員会の議長(以下「議長」という。)は、選考会議の議長又はその代 行者をもってこれに充てる。

(略)

(議事)

- 第2条 選考会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決す ることができない。
- が決する。ただし、第15条により解任の申出をする場合、及び第18条 によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以 上の多数により決定しなければならない。

(略)

(選考方法)

第4条 選考会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあ らかじめ提示した上で、この内規に従って定められた候補者につき、選挙 資格を有する者に選挙を行わせ、その結果を考慮して総長予定者を決定す る。

(略)

第7条 (略)

- 2 大学院各研究科、情報学環及び各附置研究所の長、全学センター及び国 際高等研究所に置かれる研究機構の長の代表者、柏地区事務機構長、本部 事務組織の代表者並びに附属図書館長は、第5条の公示があったときは、 前項各号に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考会議 に報告しなければならない。
- 第8条 選考会議は、期日を定めて代議員会を招集し、第1次候補者を推薦 させる。
- 2 代議員会の議長(次条において「議長」という。)は、選考会議の議長又 はその代行者をもってこれに充てる。

(略)

現 行

(候補者の選定)

第11条 選考会議は、第1次候補者の各々に対し、その人格、学識、及び 本学の教育研究を適切かつ効果的に運営する能力について而接を含めた調 査を行い、その結果に基づいて、5名程度の第2次候補者を定めるものと する。

(略)

(選挙)

- 第13条 前条の第2次候補者について、第4条第2項の選挙資格を有する 者による選挙を、指定の期日に指定の選挙場において、単記無記名投票に より行う。
- 第14条 有効投票の過半数を得た者を当選者とする。
- 2 有効投票の過半数を得た者がいないときは、繰り返し前条の投票を行う。
- 3 投票3回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、3回 目の投票において得票多数の者2人について投票を行う。ただし、末位の 者と得票同数の者があるときは、くじでその順位を定める。
- 4 前項の投票で有効投票の多数を得た者を当選者とする。ただし、得票同 数のときは、くじで定める。

(総長予定者の決定)

第15条 選考会議は、前条の当選者を総長予定者として決定する。

第16条 (略)

第17条 (略)

(総長への通知)

第18条 選考会議が第16条により解任の申出をする場合には、総長に対 | 第17条 選考会議が第15条により解任の申出をする場合には、総長に対 し、これをその理由とともに通知するものとする。

第19条 (略)

改 Æ

(候補者の選定)

第11条 選考会議は、第1次候補者の各々に対し、第4条の規定により提 示した求められる総長像に照らし、その人格、学識、及び本学の教育研究 を適切かつ効果的に運営する能力について面接を含めた調査を行い、その 結果に基づいて、5名程度の第2次候補者を定めるものとする。

(略)

(選挙)

- 第13条 前条の第2次候補者について、第4条第2項の選挙資格を有する 者による選挙を、指定の期日に指定の選挙場において、単記無記名投票に より行う。
- 2 有効投票の過半数を得た者がいないときは、繰り返し前項の投票を行う。
- 3 投票3回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、3回 目の投票において得票多数の者2人(末位の者と得票同数の者があるとき は、その者を含める。) について1回に限り投票を行う。

(総長予定者の決定)

- 第14条 選考会議は、前条の投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。
- 2 前項の総長予定者が、次条第1項第1号又は第4号に該当することが明 らかになったときは、選考会議は当該決定を取り消し、改めて総長予定者 を決定する。

第15条 (略)

第16条 (略)

(総長への通知)

し、これをその理由とともに通知するものとする。

第18条 (略)

現行	改正
別表 1	別表 1
区分	区分
(略)	(略)
先端科学技術研究センター	先端科学技術研究センター
全学センター	全学センター及び国際高等研究所に置かれる研究機構
(略)	(略)
別表 2	別表 2
区 分	区分
(略)	(略)
附属図書館	附属図書館
全学センター	全学センター及び国際高等研究所に置かれる研究機構
「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研	「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研

究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務

部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏

地区共通事務センターをいう。

「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。

附 則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 総長の選考及び解任の申出は、東京大学総長選考会議(以下「選考会議」という。) がこの内規により行う。

(議事)

- 第2条 選考会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 選考会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第15条により解任の申出をする場合、及び第18条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

第2章 総長選考

(選考の事由)

第3条 総長の任期が満了するときには、選考会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出たとき、解任されたとき、又は欠員となったときも同様とする。

(選考方法)

- 第4条 選考会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示 した上で、この内規に従って定められた候補者につき、選挙資格を有する者に選挙を行 わせ、その結果を考慮して総長予定者を決定する。
- 2 選挙資格を有する者は、東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であって 選考開始の公示の日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師であ る者とする。
- 3 選考開始の公示の日に選挙資格を有していた者が、選挙の日までに前項に定める者で なくなった場合は、選挙資格を失う。

(選考の開始の公示)

第5条 選考会議は、総長の任期が満了する場合はその6月前までに、総長が辞任を申し 出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日からすみやかに、選考の開 始を公示する。

(代議員会)

- 第6条 選考会議は、第1次候補者を定めるために、代議員会を設ける。
- 第7条 代議員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 第4条第2項の選挙資格を有する者から選出された代議員 別表1に定める区分 ごとに各4人(ただし、選挙資格を有する者が10人に満たない場合は、2人とする。)
 - (2) 第4条第2項の選挙資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表2に定める区分ごとに各1人
- 2 大学院各研究科、情報学環及び各附置研究所の長、全学センター及び国際高等研究所 に置かれる研究機構の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附 属図書館長は、第5条の公示があったときは、前項各号に定める代議員を、代議員会招

集の日の前々日までに、選考会議に報告しなければならない。

(候補者の推薦)

- 第8条 選考会議は、期日を定めて代議員会を招集し、第1次候補者を推薦させる。
- 2 代議員会の議長(次条において「議長」という。)は、選考会議の議長又はその代行者 をもってこれに充てる。
- 第9条 代議員会は、次の方法によって第1次候補者を定める。
 - (1) 各出席代議員は、候補者として適当と認める者2人以内を連記で投票する。
 - (2) 議長は、得票者の氏名を50音順にその席上において発表する。
 - (3) 各出席代議員は、前号の得票者の中から3人以内を連記で投票する。
 - (4) 前号の投票において得票多数の者10人を限度として第1次候補者とする。ただし、 末位に得票同数の者がある場合は、10人を超えてその者を第1次候補者に加える。
 - (5) 議長は、第1次候補者の氏名を50音順によりその席上において発表する。ただし、 各第1次候補者の得票数及びその順位はこれを発表しないものとする。
- 2 前項の場合における投票は、すべて無記名とする。
- 3 議長は、第1次候補者が定まったときは、これを選考会議に通知する。
- 第10条 経営協議会は、前条による候補者以外の者を別に第1次候補者として選考会議 に推薦することができる。
- 2 前項の第1次候補者の数は、2人を限度とする。

(候補者の選定)

第11条 選考会議は、第1次候補者の各々に対し、第4条の規定により提示した求められる総長像に照らし、その人格、学識、及び本学の教育研究を適切かつ効果的に運営する能力について面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、5名程度の第2次候補者を定めるものとする。

(告示及び通知)

- 第12条 選考会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、又は通知する。
- 2 前項の告示及び通知には、各第2次候補者の経歴及び業績を記載するものとする。 (選挙)
- 第13条 前条の第2次候補者について、第4条第2項の選挙資格を有する者による選挙 を、指定の期日に指定の選挙場において、単記無記名投票により行う。
- 2 有効投票の過半数を得た者がいないときは、繰り返し前項の投票を行う。
- 3 投票3回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、3回目の投票において得票多数の者2人(末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。)について1回に限り投票を行う。

(総長予定者の決定)

- 第14条 選考会議は、前条の投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。
- 2 前項の総長予定者が、次条第1項第1号又は第4号に該当することが明らかになったときは、選考会議は当該決定を取り消し、改めて総長予定者を決定する。

第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第15条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考会議は総長の解任を文部科学大

臣に理由を付して申し出るものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合
- (2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合
- (3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないと認められる場合
- (4) その他総長たるに適しないと認められる場合
- 2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会 の発議に基づいてこれを行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第16条 選考会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

(総長への通知)

第17条 選考会議が第15条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知するものとする。

第4章 補足

(本内規の改廃)

第18条 この内規の改廃は、議長が選考会議に諮って、これを行う。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成16年6月15日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成20年1月22日から施行する。
- 2 平成16年に選考の開始を公示された選挙の期日において選挙資格を有していた東京 大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける客員教員、特任教員等であ って現に教授会構成員である者の選挙資格については、改正後の第4条第2項の規定に かかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表2の本部の区分に係る第7条第1項第2号の規定の適用については、同 区分を改正前の同表の総務部から研究協力部までの6区分と同数として取り扱う。

附則

この内規は、平成20年6月17日から施行する。

附 目

この規則は、平成22年9月21日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の 規定は、平成22年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成24年4月18日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の 規定は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

別表 1

区 分	
人文社会系研究科	
教育学研究科	
法学政治学研究科	
経済学研究科	
総合文化研究科	
理学系研究科	
工学系研究科	
農学生命科学研究科	
医学系研究科	
薬学系研究科	
数理科学研究科	
新領域創成科学研究科	
情報理工学系研究科	
情報学環	
法学部	
医学部	
工学部	
文学部	
理学部	
農学部	
経済学部	
教養学部	
教育学部	
薬学部	
医科学研究所	
地震研究所	
東洋文化研究所	
社会科学研究所	
生産技術研究所	
史料編纂所	
分子細胞生物学研究所	
宇宙線研究所	
物性研究所	
大気海洋研究所	
先端科学技術研究センター	
全学センター及び国際高等研究所に置かれる研究機構	
(1) 学郊からの選出にあたっては 当該学郊の数据会が	· >=:

- (1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。
- (2) 公共政策学連携研究部専属の教員であって、選挙資格を有する者については、公共政策学連携研究部教授会の定めるところにより、法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかに属するとみなして取り扱う。

別表 2

区分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科及び数理科学研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
医学部附属病院
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
分子細胞生物学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
先端科学技術研究センター
柏地区に所在する事務組織
本部
附属図書館
全学センター及び国際高等研究所に置かれる研究機構

「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。

経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ

平成26年6月25日 経 営 協 議 会

東京大学総長選考会議内規第10条に基づく経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者(以下「第1次候補者」という。)の推薦方法・手順について、以下のとおり申し合わせる。

1. 推薦の基準・観点に関する検討

経営協議会は、総長選考会議への第1次候補者の推薦にあたり、総長選考会議が定める「求められる総長像」に基づき、推薦の基準・観点について検討を行う。

2. 経営協議会委員からの推薦

- (1)経営協議会委員(以下「委員」という。)は、第1次候補者として相応しい者(以下「候補者」という。)を次のとおり経営協議会議長(以下「議長」という。)へ推薦を行う。
 - ① 各委員は、代議員会から推薦のあった者以外の者について推薦することができる。
 - ② 各委員が推薦できる候補者の人数は、2名を限度とする。その際、候補者への内 諾の有無は特に問わない。
 - ③ 候補者の推薦は、別紙1の様式により行う。
 - ④ 議長は、候補者の推薦を行わない。
 - ⑤ 委員が候補者として推薦された場合、当該委員は、選考のための議事に加わらないことを基本とし、その取扱いは議長に一任する。
- (2) 委員から候補者の推薦がないときは、経営協議会は、第1次候補者の推薦を行わないこととし、別紙2により総長選考会議へ通知を行う。

3. 推薦された候補者に対する信任投票

- (1)経営協議会は、委員からの候補者の推薦があった場合、総長選考会議へ第1次候補者として推薦するかどうかを判断するため、次のとおり信任投票を行う。
 - ① 信任投票に際し、候補者の推薦を行った委員は、氏名の50音順により当該候補者の推薦理由等を口頭にて説明する。
 - ② 信任投票の結果、出席委員の過半数をもって信任を得たこととする。なお、信任 投票の選考過程(得票数、順位等)は公表しない。
 - ③ 信任投票は、委員が無記名投票により行い、推薦された候補者それぞれについて、 総長選考会議への推薦を可(信任する)とする候補者に〇印を付して行う。

- ④ 議長は、投票権を行使しない。
- ⑤ 開票に際し、立会人2名を選出する。
- ⑥ 欠席した委員及び候補者として推薦された委員は、投票権を行使できない。
- (2) 信任投票の結果、信任を得られた候補者がいないときは、経営協議会は第1次候補者を推薦しないこととし、別紙2により総長選考会議へ通知を行う。

4. 第1次候補者の決定

- (1)経営協議会は、信任投票の結果に基づき、次の手順により2名を限度として第1次 候補者を決定し、別紙3により総長選考会議へ推薦を行う。
 - ① 信任を得た候補者が1名又は2名の場合は、その候補者を第1次候補者とする。
 - ② 信任を得た候補者が3名以上いる場合は、信任投票数(〇印)上位2名の候補者 を第1次候補者とする。
 - ③ ②の手順において得票数が同位の候補者がいる場合は、さらに投票を行い、上位 2名の候補者を選出する。
- (2) 議長は、第1次候補者として推薦することに決定した候補者へ別紙4によりその結果を通知する。

5. 実施日

この申合せは、平成26年6月25日から実施する。

別紙1~4 略